

分担金・拠出金の名称		国連人間居住財団拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	9,786千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国連人間居住計画 (United Nations Human Settlements Programme, UN-Habitat)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		(1) 当該機関の設立経緯等・目的 第1回国連人間居住会議(1976年、於:バンクーバー)における人間居住宣言等に基づき1978年に設立された「国連人間居住委員会」及びその事務局としての「国連人間居住センター」が、第2回国連人間居住会議(1996年、於:イスタンブール)におけるイスタンブール宣言等を受け2002年に統合・改組され、「国連人間居住計画」(以下「国連ハビタット」)として発足。人間居住の問題に取り組む国連機関として、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等の広範な問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣等を実施。本部所在地はナイロビ(ケニア)。アジア・太平洋地域本部の事務所は福岡市に置かれており、現在同事務所長は深澤良信氏が務める。 外務省は、都市計画等に関する事業を推進する国交省と連携し、国連ハビタット本部が運用するノニイマーク拠出(使途を指定せずに行う拠出)とアジア・太平洋本部の運営に対するイマーク拠出(使途を指定して行う拠出)を行っている。本拠出金は、主に国連ハビタットの事務局運営費のために使用される。 (2) 拠出に当たった成果目標 本拠出金により国連ハビタットの運営に寄与し、住宅供給等の事業を支援することによって、持続可能な都市化、スラム改善、防災・復興等人間居住に係る課題の改善を目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・国連ハビタットは、人間居住に係る課題を専門分野とし、「全ての人々に適切な住居を供給すること」及び「人間居住の持続可能な開発」を戦略目標として掲げるとともに、人間居住を扱う唯一の国連機関として持続可能な開発目標(SDGs)の目標11(包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する)の達成への貢献が期待されている。 ・また、2016年10月には、人間居住に係る20年に一度の国連会議である「第3回国連人間居住会議(HABITATⅢ)」が開催され、ジョアン・クロス国連ハビタット事務局長が同会議事務総長を務めた。都市問題や人間居住に係る課題の解決に向けた国際的な取組の方針をまとめた成果文書(ニュー・アーバン・アジェンダ、NUA)が採択されたが、NUAはSDGsの目標11と密接に連携している。人間居住に係る広範な課題に取組む国連ハビタットには、関係機関と連携し、その履行における主導的役割を果たすことが期待されている。 ・達成した成果については、ホームページ、DVD配布、フェイスブック、シンポジウム開催等を通じて、積極的に情報発信を行っている。 (具体的成果) ①3回の準備会合(2014-2016)、4つの地域会合と7つのテーマ別会合(2015-2016)に深く関与し、NUAの採択に貢献(2016年10月) ②NUA実施に向け、SDGs指標との関連も明記した「NUA実現に向けた活動枠組み」を策定(2017年4月)。また、NUA/SDGsの進捗状況等の報告に活用するための都市データベースを構築中。 ③国連ハビタットは、「気候変動政策に関する『首長誓約』」の運営を担う管理委員会メンバーであり、2017年に「気候エネルギー自治に関する『首長誓約』」(欧州委員会が管理)と統合し、「気候変動とエネルギーに関する『世界首長誓約』」となってからも引き続き管理委員会のメンバーである。誓約を行った市長の数は2015年の320から605都市に増加しており、これらの新たに誓約を行った都市の中には、国連ハビタットの支援により都市計画戦略に着手した都市も多く含まれる。 ④2015年、国連ハビタットは「都市気候活動計画のための指針(Guiding Principles for City Climate Action Planning)」を立ち上げ、2016年末までに、国際都市・地域計画学会を含め、46のパートナー団体が本指針を支持している。 ⑤仙台防災枠組に関し、アジア太平洋地域においては、本拠出金により「アジア太平洋地域における持続可能な開発のための防災・環境技術協力事業」を2015年から2年にわたり実施。2016年にはベトナム2都市において、福岡の中小企業3社とベトナム側政府・自治体・大学研究者・民間企業とワークショップを行い、日本の環境技術をもってベトナムが抱える防災課題を解決するための協議を行った。 ・紛争地域における各プロジェクト等において、必要に応じて関係機関と連携し、事業を進めている。 (具体例) ① ケニア・トルカナカウンティのカロベイエイ新居住サイトにおける難民の再定住及び統合計画支援(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との連携事業、2016年開始、現在第2期事業を実施中) ② ミャンマーにおけるミャンマー気候変動アライアンス事業(国連環境計画(UNEP)との連携事業、2013年開始、現在も継続実施中) ③ ザンビアにおける持続可能な再定住支援事業(国連開発計画(UNDP)及び国連児童基金(UNICEF)との連携事業。2017年開始)。 ・我が国は、2年に1度開催される国連ハビタットの活動方針を決定する管理理事会(地域毎に選ばれる58の国連加盟国によって構成。直近の理事会は2017年5月に開催)や年に4回開催される常駐代表委員会及びその下部組織としての小委員会(年間40回程度開催)、2015年に新設された事業計画及び予算委員会(年に15回程度開催)、更には第3回国連人間居住会議(HABITATⅢ)(2016年10月)及びその準備会合(2016年度に6回開催)等において、国連ハビタットが今後あるべき姿、都市政策への取り組み方針等に関し、我が国の主張について働きかけを行った。 ・また、クロス事務局長をはじめ国連ハビタット幹部と頻繁に意見交換を行っており、例えばNUAには我が国が主張する「人間の安全保障の考え方を踏まえた2030アジェンダの実施」や「仙台防災枠組を踏まえた防災の取組の推進」、「質の高いインフラ投資の推進」、「国土・地域戦略の策定、実施」、「気候変動の対応等の都市と環境の取組の推進」等が、国連ハビタットの戦略計画(6か年計画)や事業計画(2か年計画)には「国土・地域計画の策定・推進」等が盛り込まれたと評価している。				

	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・国連ハビタットの財政マネジメントに関しては、国連会計検査委員会が毎年検査を実施の上、財政報告書を発表。2015年には常駐代表委員会に財政を含むガバナンスの改善等を検討する作業会合(WGPB)が設置され、我が国も参画。外部監査や評価で指摘を受けた点に関して適切な対応を行っている。一例としては、外部監査による指摘を受け、1997年に事業モニタリング・評価ユニットを設立。2年に一回開催される管理理事会においても、これらの情報は理事国に示され、議論を踏まえて予算に反映されている。また、2012年の組織改革の一環として、これを独立した評価ユニットに改組、2013年に評価ポリシーを設定、2年ごとに計画を立て、評価内容は公表する等、組織の効果的かつ効率的な運営にむけた改革に積極的に取り組んでいる。内部・外部監査や評価結果はホームページにて公表している。評価ユニットによる監査例：アラブ諸国地域本部(2016)、Open UN-Habitat Transparency Initiative(2016) ・国連の内部監査(OIOS)による監査も行われており、2015年の監査では、財政や人材等に係るリスクマネジメント計画策定の必要性等について指摘を受ける一方、活動政策目標の策定・実施に関する手法等の改善がみられるとの評価を得ている。 ・各国からの拠出金等の減少に伴い、国連ハビタットの財政は厳しい状況にあり、2016年末から財政問題が顕在化しているが、これを踏まえ、人員の削減、その他の経費削減、事業の優先順位の設定等組織・財政改革が進められている状況である。 (具体的な成果)人件費については、2011年の33.0百万米ドルから2016年の26.8百万米ドルまで削減。その他経費についても、2011年の5.2百万米ドルから2016年の4.8百万米ドルまで削減 ・国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価では、全体的に、国連ハビタットは、そのパフォーマンスはいくつかの分野で強化及び改善が可能であるものの、おおむね効果的な多国間機関である条件を満たしており、かつ、目的に合致しているとされている。外部監査の結果、財政マネジメントは健全であり、資金利用は適正であると評価されている。 (具体的な評価結果) 全体として国連ハビタットは費用対効果の高い方法で成果を出しているが、成果をより良く文書化する必要がある。 ①国連ハビタットは、戦略計画2014-19における成果目標を達成し、持続可能な都市化に貢献すると思われる。 ②優先順位とニーズに合わせて事業が実施され、他の機関の業務と統合されている。 ③国の能力を構築し、適切な出口戦略をより明確に特定するために、より現実的なタイムフレームを採用するとより良く、持続可能な結果を達成するのに役立つ。 ④さらに、総合的な履行追跡システムがないため、政策の変更、キャパシティ・ビルディング、及び持続可能性への貢献を評価することが難しい。 ・国連ハビタットの財政問題に関連し、幹部レベルでの意見交換、管理理事会における意見交換、非公式会合等でも組織改革が必要である旨働きかけを行っており、管理理事会においてはそれを踏まえた2か年計画等が策定された。我が国は米国やEU、カナダ等と連携し、議論をリードしてきた。
	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・NUAIには我が国が重視する人間の安全保障の考え方を踏まえた2030アジェンダの実施や仙台防災枠組を踏まえた防災の取組の推進、質の高いインフラ投資の推進、国土・地域戦略の策定、実施、気候変動の対応等の都市と環境の取組の推進等が盛り込まれており、我が国の意向に沿うものである。さらに、本拠出金により行われる事業においては、我が国の中小企業・自治体が有する環境技術を開発途上国における居住環境改善事業で技術移転する等、我が国中小企業・自治体の有する環境に優しい住宅技術のショーケース化・発信・国際的展開を支援し、我が国の地方創生に貢献している。 ・国連ハビタットは、我が国関係者の支援が困難な地域(アフガニスタン、イラク等)において、国連機関としての知見を活かし、住宅再建・被災者及び避難民向けシェルターの建設などの面で支援を実施している。 ・HABITAT Ⅲで採択されたNUAにおいても、上記のとおり、我が国が重視する人間の安全保障の考え方を踏まえた2030アジェンダの実施等が盛り込まれた。 ・2015年4月に国連ハビタット管理理事会で承認された「都市と国土計画に係る国際ガイドライン」は今後持続可能な都市と国土計画の指針となるものであり、国連ハビタット福岡本部は2016年4月に本ガイドラインの日本語版も発行した。本ガイドラインの取りまとめを行った専門家委員会メンバーには、西南学院大学の野田順康教授(元国連ハビタットアジア太平洋本部長)が日本政府の推薦で参画しており、我が国の取組や意見を反映させている。 ・2016年9月、クロス事務局長が来日し、政務レベルでの意見交換(財務大臣、国土交通大臣、外務副大臣)を行い、ハビタット議連(竹本直一議長)へ出席し、幹部との意見交換などが行われた。また、ナイロビ本部においても、駐ケニア日本大使(我が国常駐代表)等との意見交換が行われている。その結果、福岡の事務所の維持、日本人幹部職員の採用等我が国の主張が取り入れられた。

II 当該機関等と日本との関係について	・国連ハビタットのアジア・太平洋地域本部として設置されている福岡本部は、2009年から本拠出金を使用した事業として環境技術専門家会議を毎年福岡市において開催しており、日本の中小企業が持つ優れた環境技術を活用したアジア太平洋地域の環境課題解決に向けた取組を行うとともに、日本企業の海外展開を支援している。また、本拠出金をはじめ日本政府支援事業を策定する際には、国連ハビタットは日本人の採用、日本の団体・企業との連携等を十分に留意している。 (具体例)本拠出金によりマッチング事業が行われた結果、実現したもの。 ①スリランカ:ネオコンクリート(株) (福岡市)の擁壁技術によるスリランカ茶園地区における土砂災害に強い擁壁技術移転パイロット事業(2016年) ②ケニア:廃棄物処理技術「福岡方式」(福岡市・福岡大学)の技術移転(2015年)。2017年よりエチオピアにおいても事業を展開。 ③モンゴル:環境緑化保全コンサルタント(宗像市)のモンゴル火力発電所石炭灰の再利用パイロット事業 (2015年) ④ケニア: 日本政府支援事業「トルカナカウンティーのカロベイエイ新居住サイトにおける難民の再定住及び統合計画支援」において、国際協力NGO ピースウィンズ・ジャパン(PWJ)及び(特活)道普請人(CORE)と事業実施パートナー契約を結び、キャノンカメラを使用したワークショップや、土のう技術を活用した道路整備や園芸等能力開発事業を難民及びホスト・コミュニティの住民に実施(2016年)。 ※上記以外にも、株式会社LIXIL(東京)やパナソニック株式会社(東京)、TOTO株式会社(福岡)等と連携を検討中。 ・我が国は、国連ハビタット設立時から、管理理事会の理事を務め、アジア・太平洋地域の代表として理事国の地位を確保し、我が国やアジア・太平洋地域の優先事項を理事会の議論に反映。さらに、HABITAT IIIにはハイレベルの対応を通じて、我が国の優先事項や貢献を積極的かつ効果的に国際社会に発信した。 ・さらに、福岡に設置されているアジア・太平洋地域本部の事務所を通じ、アジア・太平洋地域における取組をリードするとともに、我が国が拠出する他国への事業等についても効果的に実施できるよう働きかけを行っている。
4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等	・国連ハビタットのアジア太平洋本部の深澤本部長(D1)は平成29年6月に任期を終了するが、その後任者も日本人(是澤氏)に決定し、我が国からの国連幹部職員の確保に貢献している。さらに2016年5月には小川官房長(D1)が新規の日本人幹部ポストとして着任した。2016年12月末時点で、専門職以上の日本人職員数は10名(幹部職員2名、JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)2名を含む。)を確保している(本機関の専門職以上の職員数は185名のため、JPOを含む日本人職員数の割合は5.4%)。 ・日本人幹部職員(D1ポスト)が2名、全職員数に占める日本人職員数(幹部2名及びJPO2名含む。)も10名となっており、これは他の多くのメンバーと比べても多く、拠出割合等が考慮されたものである。前年の8名(うちJPO2名)から10名(うちJPO2名)で推移している。 ・国連ハビタット設立以来、常にその最高意思決定機関である管理理事会の理事国としての位置を占め、同じく国連ハビタットに拠出を行っている国土交通省と連携しながら右に代表団を送るとともに、在ケニア日本大使館館員が、管理理事会メンバー国としてナイロビで開催される常駐代表委員会等にも出席。また、2015年に常駐代表委員会に設けられた事業計画及び予算に関する作業部会(国連ハビタットのガバナンス改革を進めるためメンバー国が設けた監督組織)についても、アジア太平洋地域3枠のうちの1枠を占めている。このようにあらゆる場面における発言権を確保し、また積極的にこれを行行使することにより、日本外交の方針と同方針における当該機関の有用性を伝達し、これに合致した取組を増強させている。 ・国連ハビタットアジア・太平洋地域本部事務所は、外務省国際機関人事センターと連携し、国際機関への就職に関する講演イベントを主催(2016、2017年)する他、九州大学でのガイダンス開催に向けた橋渡しも行っている。国連ハビタット職員が行う様々な講演・出前授業でその経験を話す等、広報及び人材育成面でも貢献している。また、本件拠出金以外の事業ではあるが、支援事業実施国(アフガニスタン、スリランカ、イラク、ケニア、スーダン)に日本人職員を配し(内、JPO1名)、事業実施に当たり、円滑な意思疎通を確保している。 ・在ケニア日本大使館を通じて、定期的に事務局幹部や人事部との間で意見交換や申入れ等を行っている。その他、日本人の採用が好ましい地位(事業運営上、我が国の関係者との円滑な協力が求められる部門等)や幹部ポストに空きが出た際には、適切な人材の発掘・マッチングや事務局へ働きかけ(推薦状を送る等)を行い、面接対策や採用・昇進を支援している。
5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	PLAN:管理理事会で二か年予算案を策定、承認。個々の事業に関しては受益国で現地の日本大使館とも連携し、提案書を作成・提出。 DO:我が国は国連ハビタットに対して拠出金の支払を行い、国連ハビタットが拠出金を執行する。我が国の拠出金による個別国でのプロジェクトは現地の日本大使館が事業運営のモニタリングを行っている。 CHECK:内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。組織改革については、WGPPBの議論を通じて我が方意見の反映を想定。 ACT:定期的に開催される常駐代表会合等を通じ、要改善事項を申し入れ。 ・上記の“ACT”に加え、管理理事会及び事業計画及び予算に関する作業部会(国連ハビタットのガバナンス改革を進めるためメンバー国が設けた監督組織)等の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施、財政運営改善に向けた要改善事項を提示し、次二か年計画の予算案等に反映している。
担当課室名	地球規模課題総括課